

はじめに

1. 計画策定の背景と目的

八王子城跡は東京都の西部にある関東山地東端と丘陵地が接する境界に位置し、独立峰のようにそびえる標高 460m の深沢山（城山*）とその山麓にある城山川の谷戸部分の変化に富んだ地形を利用した中世の山城跡である。八王子城は、城自体の存続期間が短いことや、城主が北条氏照という武将一代であること、落城後の大きな改変が認められないことなどから、現存している遺構が築城当時の様相をそのまま残している可能性が高く、往時の歴史・文化を知るうえで大変重要な城跡と考えられている。

八王子城跡は昭和 26 年に上記理由により国の史跡に指定され、その後の高度経済成長期における開発圧力に対抗するため、史跡の保護を目指して昭和 50 年度に第一次の保存管理計画が策定された。また、平成 16 年度には社会情勢の変化の中、史跡の保護と史跡地内における地域住民の生活の両立にかかわる課題が顕在化してきたため、住民と調和を図ることを目的に「過去と未来の調和」をテーマに掲げて第二次保存管理計画の策定が行われた。

一方、整備については、昭和 62 年度から発掘調査結果等に基づき御主殿虎口や石垣の整備を進めてきたが、平成 18 年度からは、さらなる整備を進めていくために整備計画を策定し、それに沿って、ガイダンス施設の建設や駐車場の拡充、御主殿跡の復元整備を実現させた。そして、平成 21 年度からはガイドボランティア活動も開始することができた。こうした取り組みにより八王子城跡の魅力は高まり、今では日本全国はもとより、海外からの来訪者も見られ、来訪者数は増加してきている。また、平成 18 年 2 月に公益財団法人日本城郭協会により、日本 100 名城に選定されるなど、専門家等からも高い評価を受けている。八王子城跡は、現在も継続的な発掘調査が行われており、最近では御主殿北側にある庭園跡から池跡が検出されるなど、調査研究などで新たに明らかになった事実を踏まえた対応も求められてきている。こうしたことから、今後より多くの方に八王子城跡を知り、魅力を体感してもらうための取り組みをさらに進めていくことが必要である。

本計画は、国指定史跡八王子城跡及びその周辺地域の適切な保護を推進していくため、史跡の価値が及ぶ範囲の保存管理と活用の基本方針を明確化し、それらの構成要素の取り扱い基準を定め、後世にわたって史跡の堅実な保存管理を行うことを目的として策定したものである。

* 一般名称は「深沢山」であるが、本計画ではこれ以降、通称である「城山」と表記する。

2. 計画の位置づけと構成

(1) 計画の位置づけ

本計画は、国指定史跡八王子城跡を適切に保存し、その価値を損なわないよう、後世に継承することを目的に保存管理に関する方針などを定めた計画である。

なお、この計画は、国指定史跡としての保存管理という側面から文化財保護法及び八王子市文化財保護条例など文化財関連法に準拠したものであると同時に、本市における文化財の保存管理という側面から本市の基本構想・基本計画である「八王子ビジョン 2022」とそれに基づく「八王子市文化振興計画」「八王子市生涯学習プラン」「八王子市教育振興基本計画」の下位計画として位置付けられたものである。また、内容的には「八王子ビジョン 2022」に基づく「八王子市都市計画マスタープラン」「八王子市環境基本計画」などの関連計画とも連携・補完しながら、国指定史跡八王子城跡の保存管理を適切に行っていくことを目的として策定されている。

この保存管理計画は長期計画であるが、関連する法律及び計画の改正や社会状況の変化、そして、国指定史跡八王子城跡の学術調査の進展などの状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直し、改定を行うものとする。

この計画の位置づけは以下の図表 1 に示すとおりである。



▲図表 1 国指定史跡八王子城跡保存管理計画書の位置づけ

（２）計画の構成

本計画は５章立てで構成し、発掘調査結果などを参考資料として構成した（図表２）。

「はじめに」では、本計画の策定に至る背景と目的、計画の位置づけと計画の構成、計画策定の体制とその経過について整理した。

「第１章」では、現状について史跡指定に係る概要、八王子城跡の現況を自然環境、歴史環境、社会環境の３つの視点から整理した。

「第２章」では、「第１章」での現況整理によって明らかになった八王子城跡の価値及び、この価値に基づく構成要素を整理するとともに、八王子城跡の保護に係る課題を整理した。この課題を踏まえ、八王子城跡の保護に係る基本的考え方を示した。

「第３章」では、「第２章」での八王子城跡の保護に係る基本的考え方を踏まえ、保存管理の方針を示すとともに、現状変更等の取扱方針及び基準を設定した。

「第４章」では、「第２章」での八王子城跡の保護に係る基本的考え方を踏まえ、整備活用の基本的考え方、整備活用の手法を示すとともに、整備活用の進め方を示した。

「第５章」では、「第３章」及び「第４章」の取り組みを推進するため、運営管理及び推進体制を示した。



▲図表２ 国指定史跡八王子城跡保存管理計画書の構成

3. 計画策定の体制及び経過

本計画の策定のために、学識経験者や地域住民・関係団体等からなる国指定史跡八王子城跡保存管理計画検討委員会（図表 3、図表 4、図表 5、図表 6）による全 6 回の検討（図表 7）を行った。

ア 国指定史跡八王子城跡保存管理計画検討委員会 委員

▼図表 3 委員（◎会長 ○副会長）

番号	氏名	性別	選出区分	所属等	専門分野
1	◎新谷 洋二	男	学識経験者	東京大学名誉教授	都市計画 土木史
2	○伊藤 正義	男	学識経験者	鶴見大学文学部文化財学科教授	中世史
3	加藤 哲	男	学識経験者	八王子市文化財保護審議会副会長	中世史
4	小沼 康子	女	学識経験者	東京農業大学地域環境科学部造園科学科客員研究員	庭園
5	高橋 賢一	男	学識経験者	法政大学名誉教授	都市計画 土木史
6	田中 邦熙	男	学識経験者	（公財）日本城郭協学会術委員会副委員長	都市計画 土木史
7	谷川 章雄	男	学識経験者	早稲田大学人間科学部教授	考古
8	菱山 忠三郎	男	学識経験者	八王子自然友の会副会長	植物
9	梶原 正統	男	関係機関代表者	八幡神社宮司	
10	光坂 浩実	男	関係機関代表者	農林水産省東京神奈川森林管理署森林技術指導官	
11	松田 健二	男	関係機関代表者	八王子城跡ガイドボランティア	
12	榎本 正	男	地元代表者	元八王子町三丁目町会長	
13	長田 房吉	男	地元代表者	松竹町会長	
14	田村 知美	女	市民委員		
15	野原 良夫	男	市民委員		

▼図表 4 オブザーバー

番号	氏名	所属等	備考
1	浅野 啓介	文化庁文化財部記念物課史跡部門	文化財調査官
2	伊藤 敏行	東京都教育庁地域教育支援部管理課課長補佐	学芸員

▼図表 5 事務局

八王子市教育委員会生涯学習スポーツ部文化財課		
氏名	所属等	備考
田島 巨樹	文化財課長 兼 郷土資料館長	
尾崎 光二	文化財課 主査	
金子 征史	文化財課 主査	学芸員
白井 進	文化財課 主査	
新藤 康夫	文化財課 主任	学芸員
小林 有香	文化財課 主任	

▼図表 6 計画策定業務委託先

株式会社 都市環境研究所		
氏名	所属等	備考
酒井 沢栄	東京事務所 研究員	
関 宏光	東京事務所 研究員	

イ 国指定史跡八王子城跡保存管理計画検討委員会 開催経過

▼図表 7 検討委員会の概要

回	期日	主な検討内容
第1回	平成26年2月25日	- 八王子城跡保存管理計画策定の背景・目的・体制 - 計画策定に向けたスケジュール - 八王子城跡の概要と保存活用管理の課題
第2回	平成26年5月20日	- 現行計画の評価と現況の補足事項について - 八王子城跡の本質的価値と構成要素について - 八王子城跡の保存・管理、整備・活用に関する課題、及び基本的考え方について
第3回	平成26年7月8日	- 八王子城跡の価値について - 保護の課題と保存・管理の方針について
第4回	平成26年8月28日	- 八王子城跡の価値について - 保護の課題と保存・管理の方針について
第5回	平成26年10月20日	- 八王子城跡の保存管理について - 八王子城跡の整備活用について - 八王子城跡の保護に係る運営及び推進体制について
第6回	平成26年11月10日	- 八王子城跡の概要、八王子城跡の価値と要素、保護の基本的考え方について - 八王子城跡の保存管理、八王子城跡の整備活用について - 八王子城跡の保護に係る運営及び推進体制について

第1章 八王子城跡の概要

1. 史跡指定地の概要

(1) 史跡八王子城跡の概要

八王子城跡は東京都の西郊、関東山地と丘陵地の境界に位置し、独立峰のようにそびえる標高460mの城山とその山麓、および城山川に沿う谷戸部分という変化に富んだ地形を巧みに利用して築城された、中世の山城跡である。

八王子城は、小田原に本拠をおいた北条氏の三代目当主、北条氏康^{うじやす}の三男である氏照^{うじてる}の晩年の居城である。北条氏康は、祖父伊勢宗瑞（北条早雲）および父氏綱の領国拡大の意志を受けつぎ、領土を拡大する中で、天文15（1546）年の河越合戦に勝利すると、同21（1552）年には関東管領上杉憲政を越後へ追放した。こうして武蔵一帯を勢力圏とした氏康は、当地方の領主である大石氏の養子に氏照を出して大石領を接収した。氏照は大石氏の滝山城を居城に定め、入間・多摩郡を中心とする武蔵国の西南部および上溝・座間など相模国の一部を含む領域を治めることとなった。北条氏は領国内各地の拠点となる支城に一族・重臣を配置し、その支配領域の支城領を単位に領国支配を浸透させていったことで知られるが、氏照の滝山・八王子領は、こうした支城領の典型であった。氏照は滝山城を拠点に小田原城の北条家当主の右腕として関東各地を転戦、北条氏の領国拡大に貢献した。そして、永禄12（1569）年の武田信玄、勝頼父子による滝山城攻撃を退けた氏照は、天正10（1582）年頃から、新たに八王子城を築き始め、やがて居城をそこに移した。天正18（1590）年6月23日、豊臣秀吉の関東制圧・小田原攻めの一環として、前田利家・上杉景勝らの軍勢によって猛攻を受け、八王子城は落城した。八王子城築城の正確な年代は明らかになってはいないが、築城から落城までの城自体の存続期間は短かった。その後、八王子城跡は、徳川幕府の直轄領となり、植林がなされ、明治以降は城跡の大部分が国有林として、今日に至っている。

八王子城の範囲は広大で、城郭は未完成であったと推測されるが、中心部は城山とその麓に構えられ、東方を大手、北方を搦手としている。東方の城山川に沿った谷状地には道路状遺構や建物跡などが検出される城下が配置され、城山川と城山の麓の間には御主殿やアシダ曲輪などの居館エリアが配置される。御主殿跡では、主殿や会所に加え、近年の調査で池泉を中心とする庭園跡が検出された。居館エリアの南側の尾根には、5ヵ所の堀切を設けた太鼓曲輪が配置されている。また、居館エリアと太鼓曲輪下に配された登城路を結ぶ曳橋跡も検出された。アシダ曲輪の周辺から山頂へは金子曲輪などが配置され、山頂部には本丸跡や松木曲輪、小宮曲輪等の曲輪が配置されている。この他、支城と思われる伝小田野屋敷跡が配置され、各々の場所からは様々な遺物が出土している。このように八王子城の縄張りには旧状をとどめるとともに、多くの地下遺構や遺物が出土され、また未検出の遺構・遺物があると思われる。

八王子城は、城自体の存続期間が短いことや、城主も氏照一代であること、落城後の改変も今のところ認められないことから、現存している遺構が築城当時の様相をそのまま残している可能性が高く、戦国末期における城郭の構造、および北条氏の城郭の実態など様々な歴史的事象を考察する上で、大変貴重な遺跡である。

(2) 史跡指定の概要

ア 国指定史跡「八王子城跡」の概要

名称：八王子城跡

位置：東京都八王子市元八王子町三丁目・下恩方町・西寺方町

指定年月日：昭和 26（1951）年 6 月 9 日

指定基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年 5 月 10 日文化財保護委員会告示第 2 号）の史跡の二、都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

管理団体：なし

指定区域の面積：1,598,692.27 m²（平成 17 年 7 月 14 日現在）

イ 指定理由

八王子城跡の指定理由は、昭和 26 年 6 月 2 日付の諮問資料の指定理由によると、以下のよう
に説明されている。

北条氏照の居城で、氏照は滝山城からここに移り、天正 18 年豊臣氏の軍に攻められ、6 月 23 日落城した。主要部は城山とその麓に構えられ、東方を大手とし、北方を搦手としている。東麓城山川に沿う狭い谷状地には、左岸に館、アシダ蔵等の郭を設け、右岸に太鼓郭を置き、この両岸に架橋した跡がある。谷状地の出口付近から尾根沿い、山上に向かって階段状に郭を設け、山頂部には本丸・松木郭・小宮郭等が鼎立状に布置され、さらに稜線を西じて駒冷場の堀切を経て、城の西端部と思われるところに郭がある。所々に改変の跡はあるが、堀・土塁・石垣等よく旧状をとどめていて、中世に於ける城郭の規模を知る上に重要な遺跡である。

ウ 保存及び指定に至る経過

八王子城跡は、昭和 24 年に史蹟名勝天然記念物保存法に基づき史跡に仮指定された後、新しく公布された文化財保護法により、昭和 26 年に史跡に指定された。その後、4 回にわたり追加指定され、史跡範囲を広げて、約 160ha が史跡の範囲となっている。（図表 8、9）

▼図表 8 保存及び指定に至る経過（1/3）

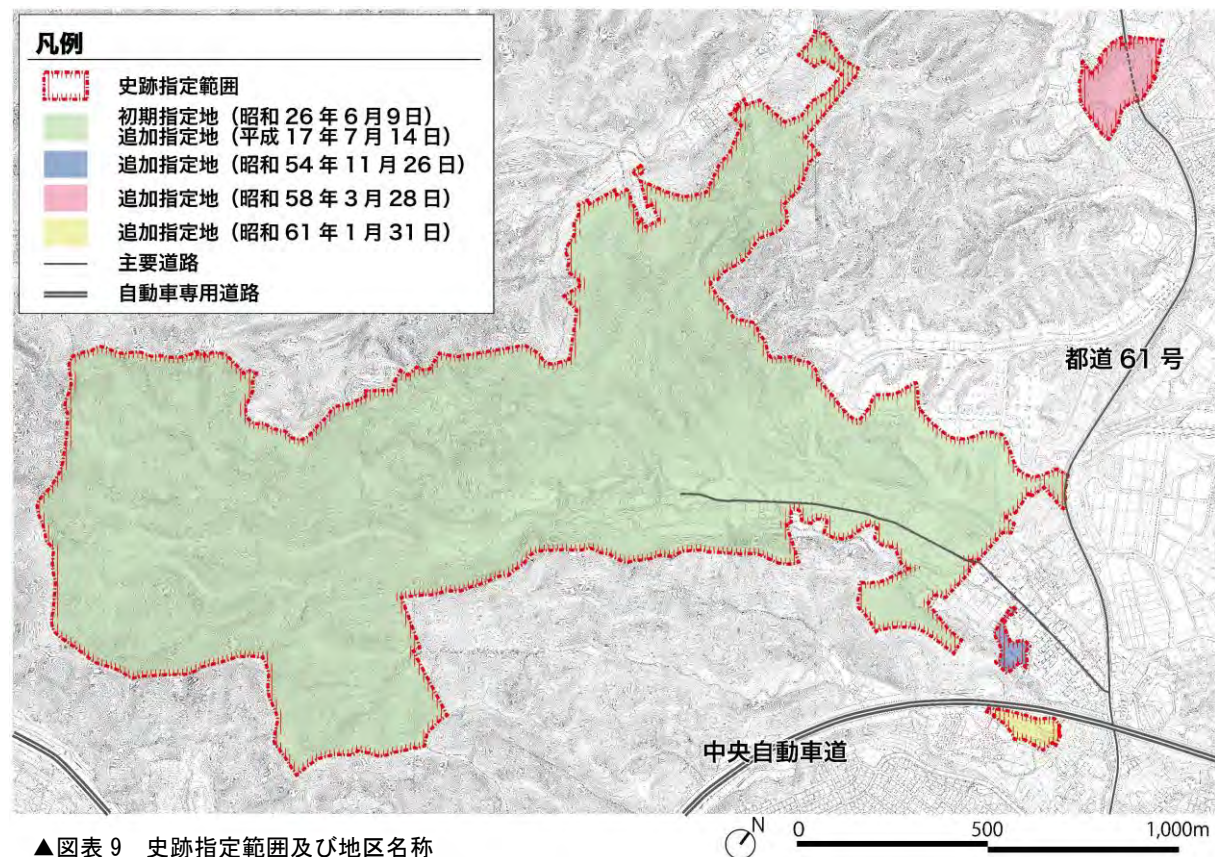
期日	内容	指定地		根拠文献
		所在地名等	地番等	
昭和 5 年頃	八王子城山保勝会が設立され、八王子城跡を中心とする観光開発が熱心に計画される。			
昭和 23 年 12 月 25 日	南多摩郡元八王子村長及び恩方村長が、東京都知事宛に史跡指定を申請する。			
昭和 24 年 12 月 20 日	史蹟名勝天然記念物保存法に基づき史跡に仮指定される。			東京都告示 史第 1 号

▼図表 8 保存及び指定に至る経過 (2/3)

期日	内容	指定地		根拠文献
		所在地名等	地番等	
昭和 26 年 6 月 9 日	文化財保護法に基づき国 指定史跡に指定される。	東京都南多摩郡恩方村大字下恩方字滝ノ沢	2450 番から 2459 番まで、2499 番、2513 番から 2515 番まで、2532 番から 2538 番まで、2590 番、2591 番	昭和 31 年 11 月 26 日 付、官報 第 8976 号
		東京都南多摩郡元八王子村大字元八王子字中宿	2459 番から 2462 番まで、2480 番から 2482 番まで、2536 番から 2544 番まで、2546 番から 2555 番まで、2558 番から 2591 番まで、3169 番から 3171 番まで	
		同字城下	2602 番から 2611 番まで、2611 番の 1、2612 番の 2、2613 番から 2617 番まで、2618 番の 1、2618 番の 2、2619 番から 2633 番まで、2634 番の 1、2634 番の 2、2635 番の 1、2635 番の 2、2636 番、2637 番の 1 から 2637 番の 3 まで、2638 番の 1 から 2638 番の 3 まで、2639 番から 2643 番まで、2645 番から 2660 番まで、2662 番、2663 番、2665 番から 2669 番まで、2670 番の 1、2670 番の 2、2671 番から 2673 番まで、2674 番の 2、2675 番から 2678 番まで、2680 番から 2689 番まで、2691 番から 2721 番まで、2722 番のイ、2722 番のロ、2723 番のイ、2723 番のロ、2724 番、2728 番から 2735 番まで、2597 番から 2601 番まで 上地域内に介在する道路敷及び水路敷を含む。	
昭和 54 年 11 月 26 日	【追加指定】 東側隣接地での寺院造成計画に対応するため追加指定される。	東京都八王子市元八王子町三丁目	2450 番、2451 番、2452 番、2453 番、2455 番の 1、2468 番、2469 番	官 報 第 15856 号、 文 部 省 告 示 第 169 号
昭和 58 年 3 月 28 日	【追加指定】 伝小田野屋敷跡での都道上川口宮の前線（八王子 2・1・14 号線）建設計画に対応。2 次にわたる事前調査の結果、良好な遺構が検出されたので史跡に追加指定され、トンネル工法により遺構を現状保存する。	東京都八王子市下恩方町	1923 番、1928 番の 1、1928 番の 2、1929 番の 1、1929 番の 2、1929 番の 3、1929 番の 4、1929 番の 8	官 報 第 16843 号、 文 部 省 告 示 第 32 号
		同西寺方町	140 番、144 番の 1、144 番の 2、144 番の 3	

▼図表 8 保存及び指定に至る経過 (3/3)

期日	内容	指定地		根拠文献
		所在地名等	地番等	
昭和 61 年 1 月 31 日	【追加指定】 宅地開発計画に対応。事前調査の結果、防御遺構を確認し、周辺も原状をよくとどめていることから追加指定される。	東京都八王子市元八王子町三丁目	2917 番の 7、2937 番の 1、2938 番の 2、2945 番の 1、2946 番の 2、2950 番、2952 番の 1、2954 番、2955 番の 1、3001 番、3002 番、3003 番、3004 番、3005 番、3006 番の 1、3006 番の 2、3006 番の 3、3006 番の 4、3006 番の 5、3007 番、3008 番、3187 番の 1 上地域内に介在する官有無番地及び道路敷を含む。	官 報 第 17689 号、 文 部 省 告 示 第 12 号
平成 17 年 7 月 14 日	【追加指定】 指定範囲内の官報に記載のない地番が追加指定される。	東京都八王子市元八王子町三丁目	2634 番 6、2634 番 7、2634 番 12、2634 番 13、2634 番 14、2661 番 2、2661 番 3、2664 番 1、2664 番 2、2726 番 2、2727 番 2、3173 番、3194 番	官報号外 第 158 号、 文部科学 省告示第 109 号



▲図表 9 史跡指定範囲及び地区名称

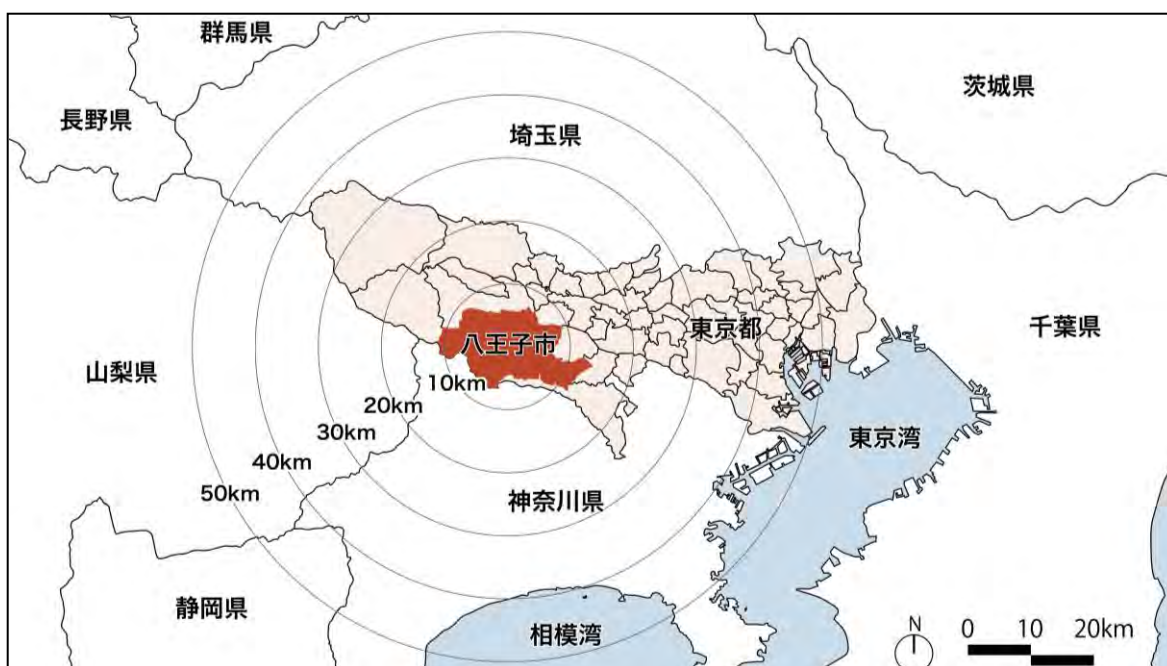
2. 八王子城跡の現況

八王子城跡の特性を把握するため、自然環境、歴史環境、社会環境の3つの視点から現況を整理する。

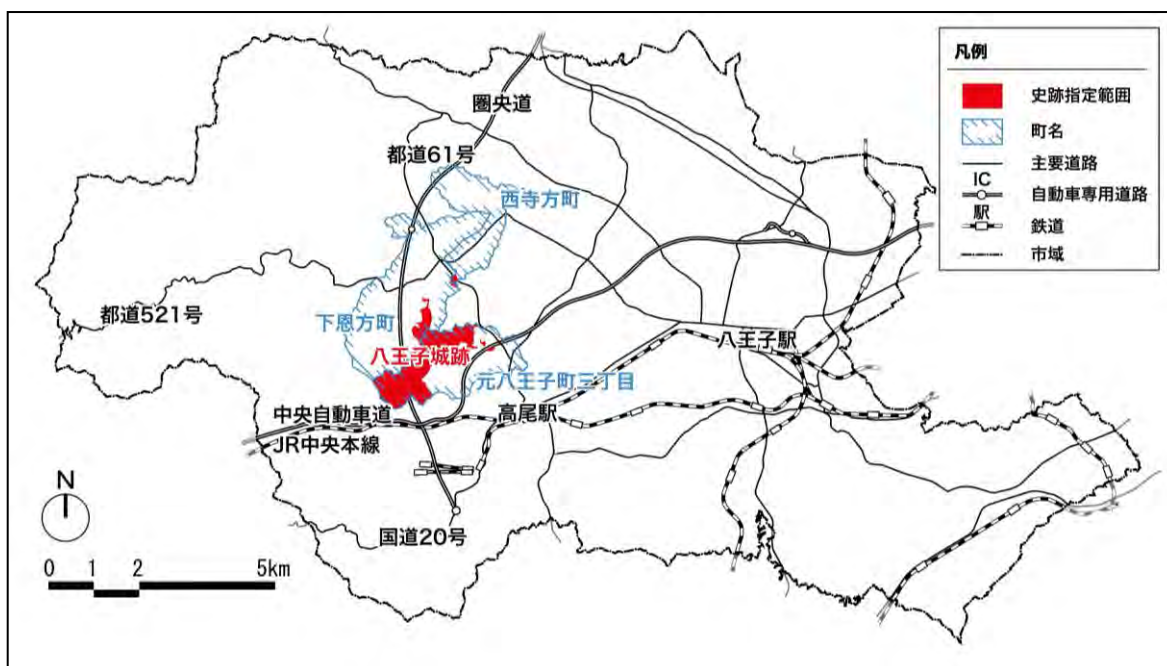
(1) 自然環境

ア 位置

八王子城跡は、東京都の西南、都心から約40km圏の八王子市内（図表10）、その市域西方の元八王子町三丁目および下恩方町、西寺方町にまたがっている（図表11）。



▲図表10 八王子市の位置



▲図表11 八王子城跡の位置

イ 地形

八王子城跡は関東平野の西方、山々が連なる関東山地と丘陵地が接する境界部に位置し（図表 12）、地形の高低差や構造を利用して築かれた山城跡である。

八王子城跡の本丸跡は、関東山地が東に突き出した最東端、標高約 460m の城山に位置し、八王子城跡の城域は城山を中心に東西に広がっている。城山は、東方や南方から望見すると半独立峰のように見えるが、背後の稜線に接続しており、尾根を西へたどると景信



▲図表 12 地形からみる八王子市と八王子城跡の位置

山や陣馬山などの奥高尾山峰へ至る。八王子城跡の最高地点は、本丸跡から西側に位置する詰城であり、標高約 479m と本丸よりも 20m ほど高くなっている（図表 13）。

主要な遺構は、主に東側の谷筋を巧みに利用して構成されており、地形に沿って曲輪や土塁、石垣が築かれ、麓の標高 266m 付近には城主の居館、御主殿跡がある。麓の平坦地には、根小屋が形成されていたと考えられている。この平坦地に位置する宗関寺と主郭との比高は約 250m と大きな高低差があり、本丸周辺から東側へは八王子盆地や武蔵野台地、相模原への眺望が開けている。

中世後期、一般的に城郭は平城化する時期とされる中、北条氏照は丘陵の滝山城から山城の八王子城へ入城した。険しい山岳地形を利し、防御を重視してのことと思われる。

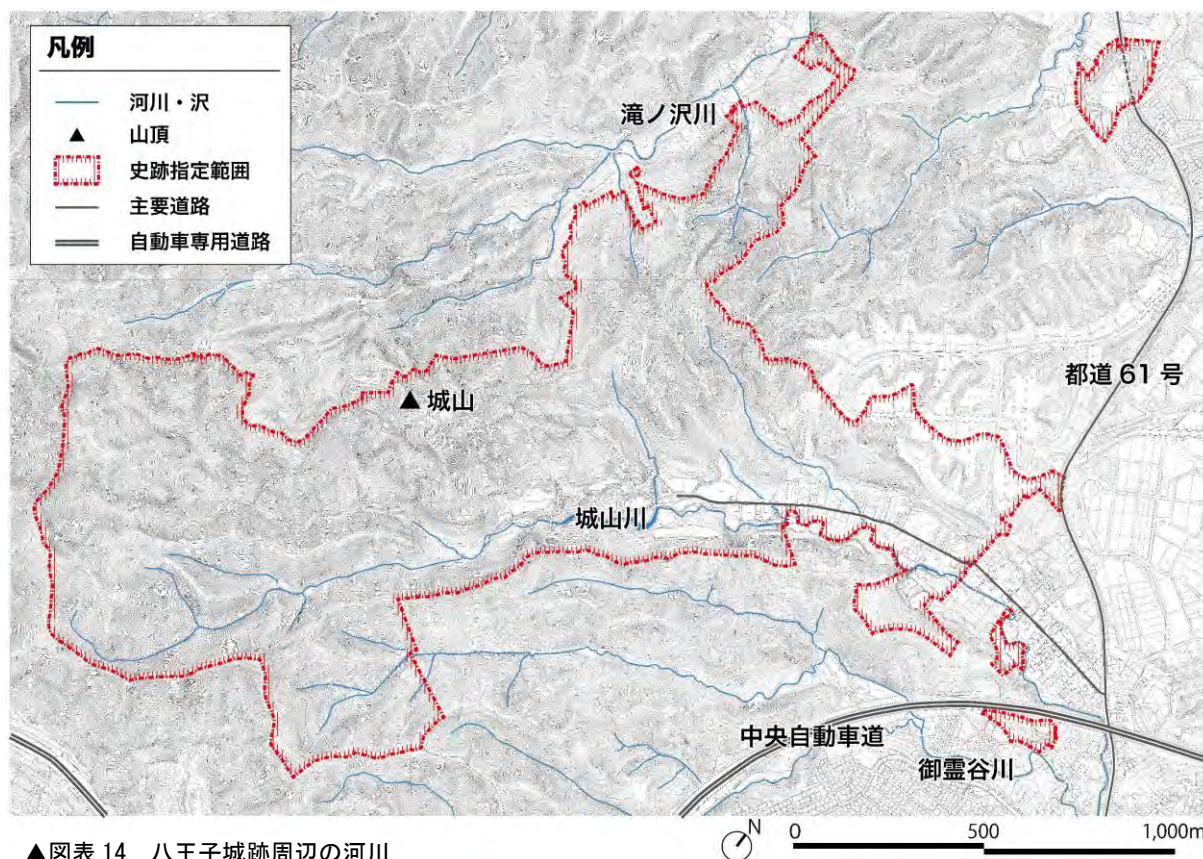


▲図表 13 八王子城跡周辺の地形

ウ 水系

八王子城跡が位置する関東山地と丘陵地が接する境界部は、関東山地の山々から丘陵地、平野部へと流れ入れる河川・沢の水源となり、多くの河川・沢が見られる（図表 14）。

八王子城跡は、城山とそこから東側へ突き出した山地を中心に、東側の谷筋を流れる城山川、西側の谷筋を流れる滝ノ沢川が流れている。また、八王子城跡の東端に位置する太鼓曲輪の東側の谷筋には御霊谷川が流れており、地形の高低差と河川により周囲と分断された空間を形成している。

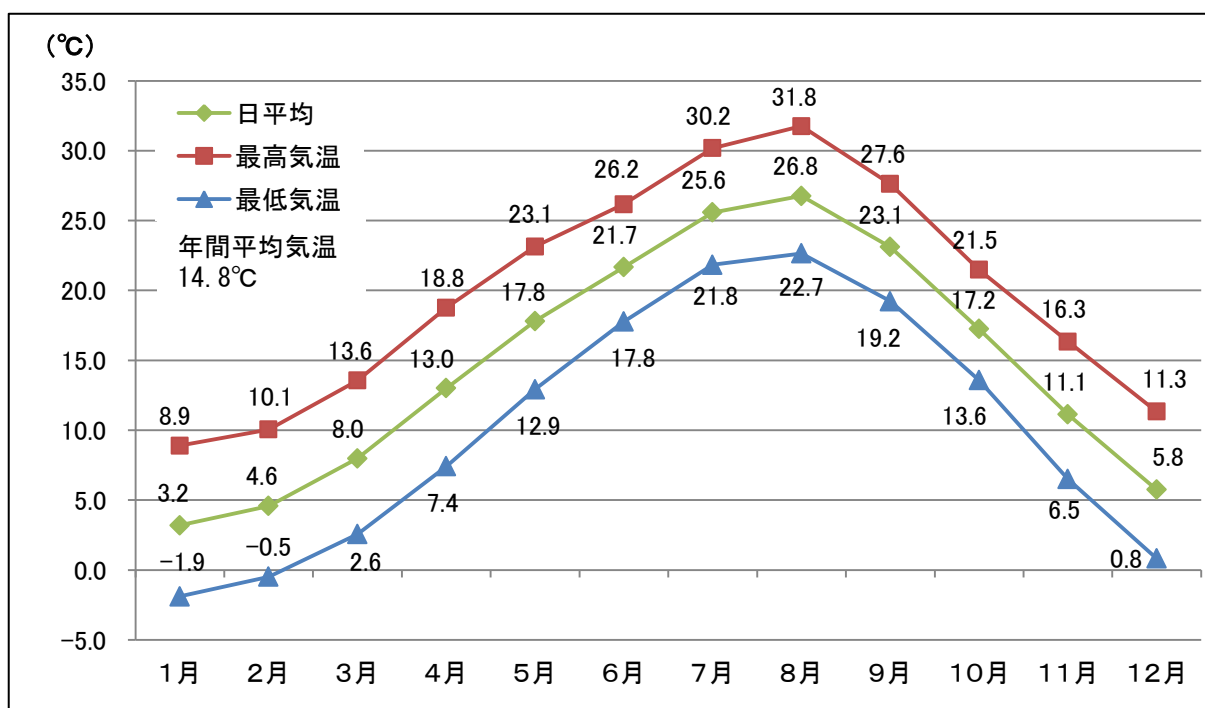


エ 気候

本市の気温（図表 15）は、年間平均気温 14.8℃であり、7 月から 8 月の夏期は最高気温が 30℃を超える一方、1 月から 2 月の冬期は最低気温が氷点下まで下がる。八王子城跡周辺の気温は、八王子駅周辺の市街地よりも相対的に低く、冬期には積雪を記録することもある。

八王子市気象観測所（旧天気相談所）の観測データ（図表 16）によると、八王子城跡の近くに位置する高尾山口の年間降水量は、市街地に位置する市庁舎の降水量よりも約 300mm 多く、1881.3mm である。年間を通して高尾山口の降水量は市庁舎よりも多く、9 月から 10 月にかけて降水量が多い。

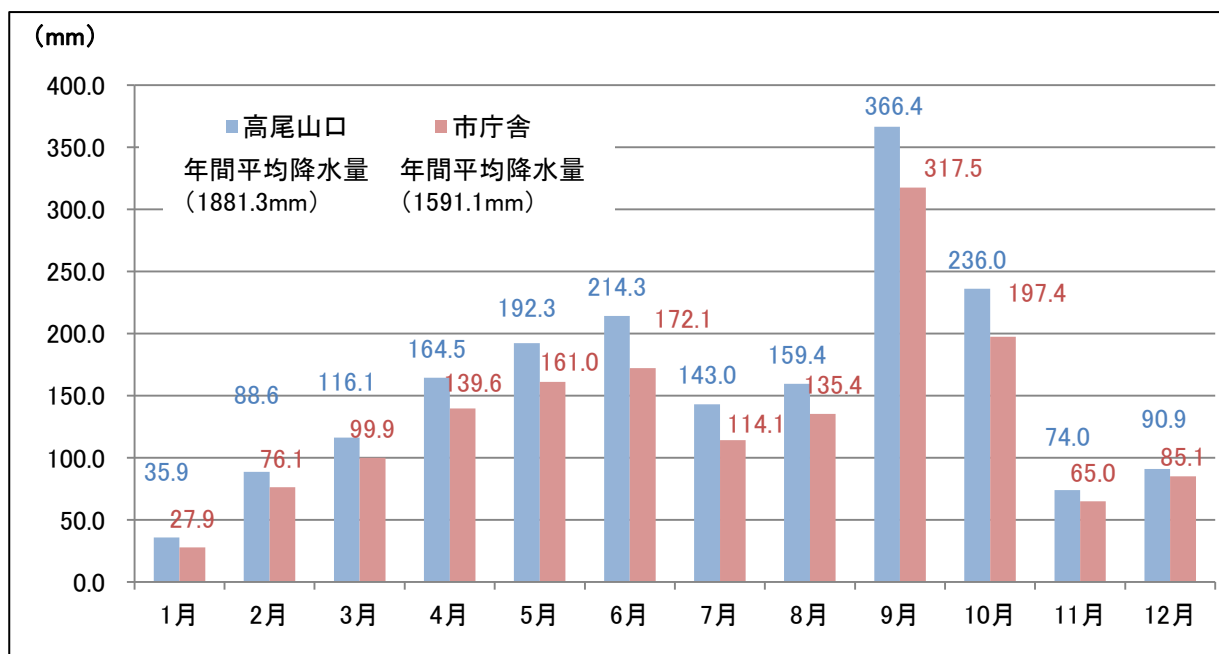
▼図表 15 八王子の気温



* グラフの中の数値は、平成 14（2004）年～平成 25（2013）年の平均値

【出典：気象庁 HP】

▼図表 16 八王子の降水量（高尾山口雨量観測所・市役所内観測所）



* グラフ中の数値は、平成 22（2010）年～平成 25（2013）年の平均値

【出典：八王子市気象観測所】

オ 植生

八王子城跡は、本丸跡がある城山を中心に麓の根小屋エリアまで様々な植物が生育しており、特に城山山頂から南西部にかけてはほとんど人手が加えられていない自然の林が残されている（図表 17）。周辺にはこのような自然の林が少ないことから極めて貴重なものである。



▲図表 17 植生分布図

【出典：新八王子市史 自然編】

八王子城跡の植生は、城山の南西部に位置する詰城周辺には、カシ類やモミなどの常緑樹を主体とした自然林、本丸跡がある城山や金子曲輪などの南側斜面には、コナラなどの落葉広葉樹の二次林が広がり、その他の場所の多くはスギやヒノキなどの植林地が広がっている。

カシ類やモミなど自然林の植生分布は長い間、それほど大きな変化が見られず、市内の生物多様性の保全のため

に大切な役割を果たしている。一方、スギ・ヒノキの人工林は、落城後にできた林として貴重な遷移の記録とみることもできる。

また、城山の下部から上部にかけて主に南斜面に生育するサカキやウラジロガシを主体とした常緑広葉樹林にはモミが混在し、小規模ながらモミ林状と言えるようなところもある。このような場所は、自然林であることや長期に渡って伐採等の手が入っていないことが評価されて、「八王子城址のモミ林」の名称で、環境省の特定植物群落に指定されている。

このような植生の中には、城山周囲の山ではあまり見られない貴重な植物のリンボクやホソバカナワラビが見られる。

リンボクは、バラ科の常緑広葉樹で、関東以西の暖温帯林に分布し、樹皮はやや黒っぽく、葉質は厚く、若木ではふちに鋭い刺があることからヒイラギガシとも呼ばれている。花は9月頃白花を総状に、いわゆるブラシ状につける。

ホソバカナワラビは、関東以西の海岸沿いの林下などに見られるが、この辺りではほとんど見られない植物である。

なお、八王子神社前にあるスギや本丸跡の周辺に見られるウラジロガシなど、城山の山上を中心に巨木・古木が見られ、これらは八王子城落城後の歴史を見つめてきたと思われる。



▲リンボク



▲ホソバカナワラビ



▲八王子神社前のスギ

(2) 歴史環境

ア 八王子の歴史

【原始・古代】

現在の八王子市の市域内では、古くから人が生活していた痕跡が数多く見つかっており、最も古い松木にある遺跡では3万2千年前の地層から石器が発見されている。

以後、市内各所から各時代の遺跡等が発見されているが、4,500年前の縄文時代中期になると本市全域の丘陵地等に相当の規模を持つ集落があったことが知られている。

また、古墳時代の4～5世紀頃には、船田、中田、櫛田等の小河川沿いに大集落が形成されたことが確認されている。